

# スチュワードシップ活動

 $N_{0.2020} - 46$ 

2020 年 7 月 27 日 責 任 投 資 推 進 部

# スチュワードシップ活動の取組方針改正

- 2020 年 3 月に「責任ある投資家の諸原則」(日本版スチュワードシップ・コード)が改訂されたことを踏まえ、 当社のスチュワードシップ活動の取組方針を別添のとおり改正しました。主な改正点は以下のとおりです。
  - ◆ 「スチュワードシップ責任」の定義に「サステナビリティの考慮」が追加されたことに対応するとともに、 当社のスチュワードシップ活動の目的として、従来の「中長期的な投資リターンの維持・拡大」に加え、 「地域や社会の課題解決に資すること」を新たに追加
  - ◆ 国内上場株式以外の資産へのスチュワードシップ・コードの適用は任意とされたことを踏まえ、従来の 国内上場株式・国内社債に加え、国内未上場株式を対象アセットとして含む記載に変更
  - ◆ 議決権行使結果の理由開示がスチュワードシップ・コードの指針に組み込まれたことを踏まえ、従来の 反対理由の開示に加え、特に説明を要すると判断した議案については賛否を問わず、その理由を明 示する取扱に変更

#### ※ご参考

(当社ホームページ)第一生命の責任投資活動報告

(当社ホームページ)2020年度スチュワードシップ活動方針

(金融庁ホームページ)スチュワードシップ・コード(再改訂版)の確定について

### スチュワードシップ活動の取組方針

## 1. スチュワードシップ活動の目的

第一生命保険株式会社(以下、「当社」といいます)は、生命保険事業の社会性・公共性を踏まえつつ、生命保険資金に求められる中長期・安定的な収益獲得を目指し、資産運用に取り組んでいます。このような考え方を背景とし、当社におけるスチュワードシップ活動は、サステナビリティ(※)の考慮に基づく「建設的な目的を持った対話」(以下、「エンゲージメント」といいます)などを通じて、投資先企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、中長期的な投資リターンの維持・拡大を図るとともに、地域や社会の課題解決に資することで、機関投資家としてのスチュワードシップ責任を適切に果たすことを目的とします。

※環境・社会・ガバナンス (ESG) 要素を含む中長期的な持続可能性

#### 2. スチュワードシップ活動の基本的な考え方

当社は、投資先企業(国内株式および国内社債)を対象に、以下のような観点からエンゲージメントを基軸としたスチュワードシップ活動を実施するとともに、国内外のイニシアティブへの参画等を通じて、スチュワードシップ責任を適切に遂行するよう努めます。

- (1) 当社は、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほかサステナビリティの観点も踏まえて企業価値向上を促すため、投資先企業の経営戦略・財務戦略・株主還元方針等に加え、気候変動を含む、ガバナンス及び環境・社会課題等に関する十分な調査を実施し、継続的なエンゲージメントを実施します。
- (2) エンゲージメントの結果については、投資判断の基となる企業評価に適切に反映させるとともに、対象資産の特性を踏まえつつ、議決権行使判断や 投資方針等への反映を検討・実施します。
- (3) エンゲージメントは基本的に当社単独で実施しますが、取組が有益と考えられる場合には、国内外のイニシアティブ等を通じた協働エンゲージメントへの参画を検討・実施します。

#### 3. 日本版スチュワードシップ・コードへの取組

当社は、「責任ある機関投資家」の諸原則(日本版スチュワードシップ・コード)の趣旨に深く賛同し、受け入れることを表明します。当コードの原則1から7について、以下のような方針で取り組みます。

# 原則1 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針 を策定し、これを公表すべきである。

- 当社は、「日本版スチュワードシップ・コード」の趣旨に深く賛同し、本「スチュワードシップ活動の取組方針」を制定し、本取組方針に従うことによって機関投資家としてのスチュワードシップ責任を果たします。
- 外部の運用機関に運用委託する際には、運用機関に対してスチュワード シップ活動の実施を要請するとともに、求める原則・事項を明確に示し た上で、その実施状況のモニタリングを実施します。
- 当社は、「ESG 投資の基本方針」を設定・公表(※)しており、当該基本方針に基づき、全資産の運用方針・運用プロセスにサステナビリティに関する課題の組み込みを図ることで、中長期的なポートフォリオのレジリエンスを強化します(※※)。

※ESG 投資の基本方針

https://www.dai-ichi-life.co.jp/company/news/pdf/2020\_009.pdf

※※具体的な取組については「責任投資活動報告」で開示します。

https://www.dai-ichi-life.co.jp/dsr/investment/ri-report.html

# 原則2 機関投資家は、スチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表すべきである。

■ 当社は利益相反管理方針を定め、利益相反を防止するための体制を整備しています。投資先企業へのエンゲージメントや議決権行使等、スチュワードシップ活動を行うにあたっては、利益相反が発生しうる局面を特定した上で、親会社の株主や保険契約者等の利益が不当に損なわれることがないよう方針を定めます。

### 【スチュワードシップ活動における利益相反管理の方針】

- ・ スチュワードシップ活動の専門組織である責任投資推進部が、投資先企業の企業価値の維持・向上やガバナンス向上の観点から、エンゲージメント活動や議決権行使における賛否判断を行います。
- ・ 責任投資委員会は、本取組方針や議決権行使基準などの重要な規程の改 廃の審議、個別判断を要する重要な議決権行使に関する審議及び、議決 権行使結果について利益相反の観点からモニタリングを行います。な お、責任投資委員会は、原則として委員の過半数を社外の有識者とする ほか、利益相反管理を統括する役員であるコンプライアンス統括部担当 執行役員を委員として含むこととします。

・ 過半数を社外監査役で構成する監査役会は、責任投資委員会の審議等に ついて、必要に応じて、プロセスの適切性などについて監査を行いま す。

## (利益相反が発生しうる主な局面)

- ・ 当社及び当社グループ会社との保険契約や投融資等の取引がある投資先 企業へ議決権行使する場合。
- ・ 当社及び当社グループ会社が保険契約への加入や投融資等の取引の提案 活動を行っている投資先企業へ議決権行使する場合。

参考:第一生命の利益相反管理方針

http://www.dai-ichi-life.co.jp/coi.html

- 原則3 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。
- 投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果た すため、アナリストによる調査活動やエンゲージメントを通じて投資先 企業の状況を的確に把握するよう努めます。
- 調査活動やエンゲージメントにあたっては、当該企業の経営戦略・財務 戦略・株主還元方針等に加え、ガバナンス及び環境・社会課題等、非財 務面についても十分な調査を実施し、中長期的な利益成長性や信用力の 評価を行います。

- 原則4 機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである。
- 中長期的な視点から投資先企業の企業価値向上を促すため、経営戦略・財務戦略・株主還元方針等に加え、ガバナンス及び環境・社会課題等について、投資先企業とエンゲージメントを継続的に実施し、認識を共有のうえ、問題の改善に努めます。
- エンゲージメントを踏まえた投資先企業の課題の進捗状況を定期的にフォローし、追加的なエンゲージメントや情報提供の実施などを通じて、 投資先企業の課題解決を支援します。
- エンゲージメントは基本的に単独で実施しますが、必要に応じて、他の 機関投資家と協働することもあります。
- なお、未公表の重要事実に基づくエンゲージメントは実施しません。万一、未公表の重要事実を受領した場合には、社内規程に基づく適切な管理を行います。
- 原則5 機関投資家は、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権行使の方針については、単に形式的な判断基準にとどまるのではなく、投資先企業の持続的成長に資するものとなるよう工夫すべきである。
- 責任投資委員会における審議を踏まえて制定した議決権行使基準に基づ き、責任投資推進部が議決権の賛否判断を行います。
- 議決権行使基準については、投資先企業の中長期的な企業価値の維持・ 向上の観点から定期的な見直しを実施し、その内容を公表します。
- 国内上場株式の議決権行使結果については集計表形式に加え、個別の投資先企業及び議案毎の賛否結果を公表します。その際、反対議案については、抵触した議決権行使基準の該当条項を明示するとともに、利益相反の観点や議決権行使基準等に照らして、特に説明を要すると判断した議案については、賛否を問わずその理由を明示します。
- エンゲージメント対象先の株主総会において議決権行使で反対した場合 (反対見込みも含む)には、その理由を対象企業へフィードバックする よう努めます。

参考:国内上場株式について貸株取引を行う際には、議決権確保に留意し、 原則として議決権に係る権利確定日をまたぐ取引は実施しません。例外的に 取引を行う場合も一定の貸し出し限度額を定めて実施します。

- 原則6 機関投資家は、議決権の行使も含め、スチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行うべきである。
- エンゲージメントや議決権行使などスチュワードシップ責任を果たすための活動状況について、ホームページにおいて定期的に公表します。
- 原則7 機関投資家は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業 やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステ ナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシッ プ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべきである。
- 投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づいたスチュワード シップ活動を行うため、経営陣が必要な組織構築や専門性の高い人財の 育成に対する取組みを推進します。
- スチュワードシップ責任を高いレベルで果たすため、スチュワードシップ活動の継続的な改善に向けて、定期的に自己評価を実施し、その結果を投資先企業とのエンゲージメントを含むスチュワードシップ活動の結果と合わせて公表します。